

内部監査の実施状況について

(令和3年2月25日現在)

東京労働局

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
総務部 外5部 中央労働基準監督署 外17署 飯田橋公共職業安定所 外16所 計41所属	前期内部監査(例年 6月頃実施)は厚生 労働省の自肅要請 に基づき中止。			
総務部 外5部 中央労働基準監督署 外17署 飯田橋公共職業安定所 外16所 計41所属	令和2年11月2日 から12月1日にか けて実施 (後期内部監査)	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・旅費及びICカードに関する 事項 ・物品管理に関する事項 ・超過勤務に関する事項 ・その他 	<p>6月に実施予定であった前期内部監査を厚生労働省の新 型コロナウイルス感染拡大防止による自肅要請に基づき中 止としたため、前期内部監査の監査対象期間も併せて後期 内部監査を実施した。</p> <p>「旅費及びICカード」関係では、業務命令外出伺の提出 漏れ、記入漏れ、記入誤りが散見された。</p> <p>「物品管理」関係では、物品管理簿、供用整理簿への登 記漏れや、消耗品リストへの記載漏れが一部の所属で確認 された。</p> <p>「超過勤務手当」関係では、超過勤務時間との整合性が なく、追給及び回収となる案件が確認された。</p>	<p>「旅費及びICカード」関係については、担当者だけでなく全職員に出 張(外出)の基本動作の流れを正確に理解させ確実に実施するよう指示を 行い、是正状況を報告させた。</p> <p>「物品管理」関係については、関係法令や関係通達等を再確認させ、適 正に物品管理を行うよう指示し、是正状況を報告させた。</p> <p>「超過勤務手当」関係については、発生原因と再発防止策を報告させ、 追給及び回収処理を行った。また、「超過勤務に係る自主点検チェックリ スト」による点検方法を再確認させ、チェック体制の強化を図るよう指導 を行った。</p> <p>全所属に対して監査結果をとりまとめた総括を通知し各所属の指導内 容を具体的に示すことで問題を共有化し、今後同様の誤りをなくすよう に注意喚起を行った。そのうえで、適正な事務処理とそのチェック体制機能 を再確認するよう指示した。</p>
局会計課	令和3年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査調書による各項目 	適正であった。	引き続き、適正な事務処理を徹底する。